

# 知的財産教育による人材育成と大学

——企業人等へのメッセージ——

外 川 英 明\*

**抄 録** 知的財産専門人材を増員しながら質の向上を図るといふ難問を解決することができるか否かは、長期的な展望の下で、いかに充実した教育を受けることができるかに依存する。知的財産教育の充実こそが知的財産分野の人材増員と育成にとって最も重要な要素である。

知的財産専門家が、OJTの限界を埋める為に様々な社内外における講義を聴いて自己が実体験できない部分を体系的かつ網羅的に学習することによって自己の専門分野を強化し拡張することは大変意味のあることである。

知的財産の分野で法律学を体系的に学ぶ、技術を体系的に学ぶには大学における教育が最も適した教育であるといえる。今や、様々な大学がその機会を社会人に与え始めた。社会人が職場から通い易い交通の便等まで考慮されている。

企業の若い知的財産担当者等の知的財産分野で活動をする方々は、今後さらに専門領域の深い知識と全般的体系的知識が必要となる時代を迎えるのであるから、大学院や通信教育部で大学の体系的教育を受けて自己の実務能力を伸ばす礎を築いていただきたいと切に願うのである。

## 目 次

1. はじめに
  1. 1 はじめに
  1. 2 知的財産分野での人材育成
2. 知的財産教育の現状と将来
  2. 1 知的財産教育とは
  2. 2 知的財産に関わる人材
  2. 3 社会へ出る前の知的財産教育
  2. 4 社会人に対する知的財産教育
3. 知的財産教育と大学
4. 企業人等に対するメッセージ

## 1. はじめに

### 1. 1 はじめに

筆者は、現在、中央大学法学部に所属し、法学部のほか、法科大学院、大学院法学研究科等で知的財産法を担当させていただいている。ま

た、かつては企業の知的財産部に在籍し、社内外において知的財産教育をする機会が多かった。

一昨年秋に法学部における知的財産教育に焦点を絞った「法学部における知的財産教育の在り方」と題した小文<sup>1)</sup>を発表したところ、予想外に色々な方々からの感想が寄せられ大学等の教育現場での知的財産教育に対する関心の高さに驚かされたものである。

これらを踏まえて、今般は、「知的財産教育による人材育成と大学 —企業人へのメッセージ—」と題して、法学部だけではなく、社会人大学院生、法科大学院生への知的財産教育、理系大学院生への知的財産教育を概観してみることとする。

\* 中央大学法学部特任教授 Hideaki TOGAWA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 1. 2 知的財産分野での人材育成

2006年1月30日付で知的創造サイクル専門調査会は、「知的財産人材育成総合戦略」<sup>2)</sup>を発表した。この調査会は、「知的財産推進計画」で毎年度ごとに示される課題の調査のために設置されている知的財産立国政策の下で設置されている専門調査会の一つである。

ここでは、目標として、

①「知的財産専門人材」の量を倍増（6万人から12万人へ）し、質を高度化する。

②「知的財産創出とマネジメント人材」を育成し、質を高度化する。

③国民の「知財民度」を高める

の3点が挙げられ、これを受けて2006年3月に知的財産人材育成推進協議会が創設された。

この目標は、知的財産専門人材の量を倍増しながら、企業経営者や一般国民等の知的財産への認識を拡大する、しかも質は向上とするものである。目標としては当然であるが大変困難な問題を提起している。

例えば、この専門調査会の目標設定以前に、既に知的財産専門人材の増加政策の一つとして、弁理士法が平成12年に改正されている。ここで行われた弁理士試験制度の大幅な改訂、特に論文試験の簡素化、選択科目の免除制度導入等により、合格者の大幅増員が図られた。従来3%程度であった弁理士試験の合格率を意図的に倍増させ、6%から7%程度まで上昇させた結果、弁理士資格の取得が容易になってきた反面、新規合格者の就職難問題も表面化しつつあるといえる。筆者も、学生に弁理士試験受験について意見を聞かれる際には、「弁理士資格を取得するには試験が易しくなっている今がチャンスである。ただし、資格取得後は従前に比して競争が激しいので結局実力をつけないと資格は取ったけれど就職口はないという状況になるかもしれない」旨、念を押して受験を薦めるこ

とにしている。

さらに、合格者数の大幅増加により、弁理士の質・能力の低下が懸念されている。改訂された試験制度が実施された平成14年度以降の合格者とそれ以前の合格者では合格者の基本的能力に相違があり得るとし、特許事務所の経営者弁理士の52%が「単独で業務を遂行できるようになるまでの期間は従来より長くなる」とアンケートに答えている<sup>3)</sup>（日本弁理士会「弁理士法改正に向けた実態・意識調査報告書」）。

弁理士試験制度改訂に代表されるように、知的財産専門人材の増員と質の向上は、短期的に急激にやろうとすれば相容れない、相矛盾する目標であり、人材を倍増しながらしかも質を向上させるなどということは不可能であろう。但し、長期的な視点から見れば、人材の質の向上は、結局いかに充実した教育を受けられるかに依存する。知的財産教育の充実こそが知的財産分野の人材増員と育成にとって最も重要な要素であると考えている。

さらに、知的財産戦略と経営戦略、事業戦略の結合が叫ばれてから久しい。企業経営者層への知的財産教育も重要である。経営層の知的財産への認識を深めれば、特に企業内の知的財産専門人材は急激に育っていくと考えられる。また、知的財産専門人材の周辺にいる方々の知的財産の意識の向上も必須不可欠である。啓蒙教育も浅く広く、小学校教育等の若年教育から始めるべきであろう。教育による知的財産に理解を示す人々の裾野の拡張は、知的財産分野において欠くことができない観点である。

## 2. 知的財産教育の現状と将来

### 2. 1 知的財産教育とは

知的財産教育は、その対象者の相違から大きく二つに分けることができる。一つは、法学部、理工学部、法科大学院、法律系大学院、理工系

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

大学院等の主に社会に出る前の学生を対象とするものである。この教育は、一部の例外を除いては知的財産分野以外にも進んでいく可能性のある人たちへの知的財産教育ともいえる。

この場合は、知的財産法の習得以外に様々な教育目的があると思われるが、知的財産教育を行う立場から見れば、将来学生達が社会に出るに際し、いかに多くの優秀な人材に知的財産分野に来てもらうかという点に留意しなければならない。

もう一つは、社会人に対する教育である。既に企業の知的財産部に所属していたり、弁理士、弁護士として知的財産分野で活動を開始している方々を対象とする教育で、これにより知識を深め活躍の場を広げることを目的とするもので、従来は各企業や特許事務所、法律事務所等の内部教育、日本知的財産協会や発明協会、民間のセミナー会社のセミナーでまかなわれていたといえる。

最近は大学の中にもその一翼を担おうとする動きが顕著に出てきている。東京理科大学、大阪工業大学、金沢工業大学等の理系の大学や大学院の他、一橋大学大学院国際企業戦略研究科や国土舘大学大学院総合知的財産法学研究科のように受講の対象を主に社会人に特化したものも多い。また、中央大学大学院法学研究科のように、カテゴリーとしては、社会に出る前の学生を主に対象とする教育であるが、社会人入試制度を設置し社会人に門戸を開放している法学系大学院も多い。

## 2.2 知的財産に関わる人材

知的財産業務に関わる人材とは、弁理士、弁護士、企業の知的財産担当や法務担当等の知的財産専門家がその中心になるものと思われる。弁理士の周辺には明細書技術者、明細書翻訳者、企業の知的財産担当の周辺には、発明者となりうる研究者や技術部の技術者、また意匠の関係

ではデザイナー、商標の関係では商品企画の担当や広告の担当、さらに広くは営業担当者まで含まれるといえる。ビジネス方法特許の関係では、営業担当者は発明者にもなりうるのである。

さらに、コンピュータ関係では、システムエンジニアやプログラマー、著作権関係ではコンテンツ製作者等も知的財産に深く関係する方々である。もちろん、知的財産戦略を構築する際に企業の経営者層が深く関わるのも当然である。

知的財産法の学者、法学部・法科大学院の研究者も重要な役割を担う。知的財産法の分野は、きわめて実務的な色彩が強いが、法律学として研究し続けられなければ、法制度としての発展はあり得ない。法分野は、理論と実務の両輪によって成り立つものである。

大学は、これらの分野に進む可能性のある人材を育成する場所であり、知的財産分野に長年身をおく筆者としては、できるだけ優秀な人材を知的財産の分野に送り出したいと思う。

## 2.3 社会へ出る前の知的財産教育

### (1) 法学部における知的財産教育

筆者は、法学部については実社会に出たときに知的財産の専門家として即戦力になる人材を養成するところであるとは思っていない。あくまで、学生が実社会、特に産業界に出たときに法的判断のできるリーガルマインド・法的思考回路を滋養・養成することが法学部教育で最も重要なことであると考えている。法学部において多様な法律を学ぶことによってリーガルマインドを養成する必要がある、その際に最も実務的な法律の一つである知的財産法を中心にすることは、実際に発生するケースの事実的要素を汲み上げる力を養成する上で適切な方法であると考えているのである。

中でも、知的財産法のゼミは、多かれ少なかれ知的財産分野に興味を持った学生が集まってくる。これらの学生に知的財産法がいかに興味

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を引く面白い分野であるかを理解してもらい、この中から、将来、知的財産分野の中核を担う人材が輩出してくれれば望外の幸せである。

筆者は、企業に在籍していたときに、夏のインターンシップ等で大学の法学部等から応募してきた学生を受け入れたことがある。実社会を経験したことの無い学生にとっては、大変意義のある経験である。企業側も、これらの人材が実社会を短期間でも体験できるように学生のインターンシップやイクスターンシップ等を快く受け入れる姿勢が必要である。長い目で見れば、企業にとっても優秀な人材確保につながるものである。

## (2) 理工学部・理系大学院における知的財産教育

大学への志願者の理工系離れが進んでいるといわれて久しい。職務発明補償金訴訟における原告の多くが企業の中で技術者の待遇が低いことを口にすることからもこの現象が進んでいることがうかがわれる。

もちろん、知的財産分野は当然、優秀な技術者が完成する素晴らしい発明、望むらくは基本発明があってこそ成り立つ分野である。しかし、生の技術をいかにうまく知的財産権、特許権として確立するかは、その技術者と十分に話し合っただけで特許発明として出願・権利化できるようにする特許事務所の弁理士や明細書技術者、企業の知的財産担当者の役割が重要である。大学の理工系学部生に対しても、知的財産の専門家になっていくか研究者・技術者となって発明を完成する側になっていくかは別として、ある程度のレベルの知的財産教育を学部在籍するうちにやって自己の知識や知見を財産価値に変えていく手法を身につけさせるべきである。ここで言う知的財産教育はリーガルマインドとはあまり関係する必要はないので、概論的教育で足りる。

ただ、このうちの知的財産に興味を持って将

来弁理士や企業の知的財産担当者を目指す人材も確保する必要がある。その意味では、ここでの教育は概論的なものであったとしても、知的財産分野がいかに興味を引く面白い分野であるかを理解してもらおうべく工夫して教育すべきことは法学部教育と同様である。知的財産の分野は、特許法を中心に技術保護の分野でもあるのである。

## (3) 法科大学院生への知的財産教育

法科大学院は、基本的に将来法曹になる人たちの教育の場である。したがって、裁判官や弁護士志望者の中に知的財産に興味を持たせ、将来知的財産の専門家になる人材を多く輩出する必要がある。

幸い、昨今は知的財産分野のニュースの報道も多く、現在進行形で進むトピックスや教育教材も枚挙に暇が無い。新司法試験も難関とはいえ、従来に比べれば容易化し、法科大学院生も入学当時から将来の夢を具体的に認識するようになってきた。筆者が教えている学生でも将来知的財産分野で活躍する弁護士や裁判官になりたいと具体的な自己の将来像を描いている学生が複数いる。将来の法曹に知的財産分野を魅力的なものとして捕らえてもらうべく、新司法試験の選択科目である以上の興味を引く教育を行う必要がある。

法科大学院へは法学部出身者以外も進学してくる。したがって、法学部以外の学部でもできるだけ継続的な知的財産教育をすることによって様々な専門の方々から興味を持ってもらう必要がある。

また、企業や法律事務所がイクスターンシップ、インターンシップを積極的に受け入れる体制が必要であることは法学部学生に対してと同様である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 2. 4 社会人に対する知的財産教育

企業の知的財産担当者を例にとって見ると、新入社員の時にかなりの時間をかけて知的財産法全般に関し社内教育や社外研修の機会が与えられることが多い。但し、実社会経験、企業経験が無い状態で教育を受けるのであるから実務色の濃い知的財産法分野の法律内容や判例を知識としてのみ教授されてもどのように実務に生かしていくべきか実感がわからないというのが新入社員の偽らざる実態かもしれない。

入社後数年が経過すると、知的財産の企業実務を続けるうちに、実社会経験、実務経験を積んだことによって自分が実際に担当した業務については経験に裏付けられた十分な知識経験と自信がついてくる。しかし、皮肉なことに新人の時のような体系的な教育を受ける機会が少なくなることによって、自己の専門分野及び知識の範囲はどんどん狭くなる傾向がある。

企業の知的財産担当はもちろん、弁護士や弁理士でも細分化された専門分野とそれ以外の分野の知識経験の格差はますます拡大することになる。所詮、一人の専門家が経験できる業務はそれほど広いものではなく、このようなジレンマが発生するのである。

知的財産の分野は、その法的範囲を拡張すると同時に、内容が複雑化・多様化しており、専門家として業務を遂行していくためには狭く深い知識はもちろんのこと、知的財産分野の全域にわたる幅広く体系的な知識が必要となってきた。

例えば、ひとつの事案を処理する際にも特許法の観点だけではなく、不正競争防止法や著作権法、さらに戦略的には意匠法や商標法、さらに民法、刑法等の一般法まで意識して考えなければ問題が解決しない場合が増えてきている。したがって、既に知的財産分野で活動している人の中にも、担当する業務量が増えて忙しくなる分、新人時代と比較して勉強する時間がなか

なか確保できないにもかかわらず、自己の専門分野の深い知識のみに止まらずその周辺法における幅広く体系的な知識を得たいと欲している方々は多いものと思われる。

知的財産専門家に求められる能力は多種多様であり、専門の細分化も進んでいる。日本弁理士会の上記報告書<sup>4)</sup>で弁理士自身がクライアントから求められていると認識している能力につき次のような順位であると回答している。

①日本国内での出願 ②海外への出願 ③権利化できる知的財産の発掘 ④紛争処理 ⑤紛争予防 ⑥権利活用にあたっての法的処置（譲渡・実施契約など）⑦戦略も含めて知的財産に関する業務を包括的に担当する ⑧知財の創造にあたっての法的処置（共同開発・秘密保持契約など）⑨事業化できる知的財産の発掘（技術の目利き）⑩知財価値評価

これらの能力の中には、実務経験を積みなければ習得できない能力も当然含まれているが、これらを身に着ける為の基礎的知識は、十分に知的財産教育で習得することができる。

実社会の中で知的財産専門家を育成していくには、知的財産法の全体について基本的知識を習得してもらうのはもちろんであるが、最高裁判所判例を中心に重要な判例をアップ・ツー・デートな状態で充分理解・把握していただく必要がある。また、知的財産分野はきわめて実務色が濃いものであるから、関係する特許庁審決や特許庁発行の審査基準、運用指針、ガイドライン等に関する教育も必要である。

さらに、知的財産分野は2002年の知的財産戦略大綱以来の知的財産立国政策により激動している分野である。この知的財産強化政策によって、今までも頻繁に知的財産に関する法改正が行われてきたし、これからも次々に法改正が行われることが予想されるから、時代の流れを十分に意識した教育が必須である。

従来、産業財産権法（工業所有権法）と著作

権法や不正競争防止法は一線を画してきた。しかし、著作権法は、コンピュータ・プログラムを著作物として取り込んだ昭和60年改正以来、企業から見れば一種の産業立法に変質したし、不正競争防止法は今や特許法と並ぶ訴訟等の法的紛争の多い法分野として拡大してきた。知的財産法分野も一つの統一された分野として確立されつつある。したがって、理想的には特許法とか商標法とか単独ではなく知的財産法という一つの体系的な法分野として知的財産教育が一般的かつ網羅的なものとして定期的に行われるべきである。

さらに、言うまでもなく、知的財産法は、GATTのTRIPS協定やGATT後のWTO、WIPO等のマルチ交渉や、米国を中心としたバイ交渉等ワールドワイドな法律分野である。日本の知的財産法も世界の動きの中で大きな影響を受けていることを十分意識した知的財産教育が重要である。

### 3. 知的財産教育と大学

知的財産専門家が、OJTの限界を埋める為にも様々な社内外における講義を聴いて自己が実体験できない部分を体系的かつ網羅的に学習することによって自己の専門分野を強化し拡張することは大変意味のあることである。さらに、実務家が実務の理論的裏づけを深く学ぶことは、実務家の仕事に対する対応能力を大幅に向上させる。

実務家は狭い範囲で日々実務に精進していても、新しい判決が下されたり法改正が行われて、これに迅速に対応しなければならないときには、それまでの実務・経験に基づく知識だけでは対応しきれない場合が多い。

例えば、最高裁判例は実務に直接に影響して行く場合がある。真正品の並行輸入に関する最判平成9年7月1日（BBS事件）を受けて、最高裁判所が傍論ながら提示した二つの留保<sup>5)</sup>を

海外で真正品を販売するに際して実行するか否かを検討した企業も多いものと思う。この場合、この判例を受けて従来の企業内実務をどう修正していくべきか検討するにあたり、まず、判例の射程がどの範囲かを見極め、リスクマネジメントの観点から経費や手間等を考慮しながら各企業がその個別具体的状況に応じて判断していかなければならない。

海外の法改正が日本の実務に影響してくる場合もある。1996年1月1日に米国はGATT実施法を施行しWTO加盟国で行われた発明の発明日の立証を認めることとした。これを機会に日本の企業でも発明ノートを技術者に記載させるようにしたところがあると思われる。この場合も、日本の企業が先発明で米国のインターフェアレンス手続で争う可能性がどの程度か、発明ノートがない場合にどの程度のリスクがあるのか、また技術者の労力・手間がどの程度かを総合的に勘案する知識と知恵が必要である。

さらに、知的財産法は、昨今、次々と改正され続けている。この改正は、立法、行政主導の場合や世界的な動向の影響による場合も多いが、この制度を使用する企業や実務家のニーズや要望が強く反映した法改正も増加しつつある。知的財産専門家はただ制定法にのっとなって実務を遂行していただくだけではなく、時には立法や行政に働きかけて法改正を促すことも重要である。

例えば、平成18年の意匠法の一部改正では、本意匠の意匠登録出願日以降であって、意匠公報発行の日前までの間に出願された関連意匠の登録が認められることとなった（意匠法10条1項）。それまでの関連意匠出願は本意匠出願と同日にしなければならないとの、いわゆる同日出願要件が課されており、実務的には大変不便であった。いわば、工業デザインの開発が様々な人の関与によってある程度の時間的経緯があつて初めて完成するとの実態とあまりにもか

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

離れた要件だったからである。この同日要件は、意匠法の平成10年の一部改正で類似意匠登録制度に代わって導入された関連意匠制度導入の当初からの要件であり、長年の間実務上、不便を強いられたし、企業の意匠出願戦略にも大きく制約を与えてきた。

この同日要件が、平成18年改正で上記の通り廃止され、時期的要件が緩和された。実務家等の立場に基づく長年にわたる強い要請が立法を動かしたのである。

この場合、「ひとつのデザインコンセプトから創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願されたものに限って、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠として保護する」(特許庁「意匠審査基準」<sup>6)</sup>)との理由付けと実務の要請とをどのように調和して立法的に働きかけていくかは難しい点を含んでいる。この立法の裏には、意匠権の類似の範囲は侵害裁判所が決めるのである。行政権が勝手に決めるのではないとの考え方があからずかる。

#### 4. 企業人等に対するメッセージ

中央大学大学院法学研究科や一橋大学大学院国際企業戦略研究科で筆者が教えている社会人学生の中にも自分の専門分野では十分に知識経験がある弁理士、弁護士、企業の知的財産担当者で、さらに深い知識や幅広い体系的知識を求めて仕事を終わったあとの夜間に夜遅くまで熱心に講義等に参加しておられる方が多く、頭が下がる思いである。

筆者の周辺でも、昔から法学部出身で弁理士試験に合格した弁理士が、資格取得後夜間の大学や専門学校の理工系の学生として技術を学び、明細書を書く基礎的な技術を身につけた例があった。また、逆に理系出身の弁理士が、大学の通信教育部に入学し法律全般を学んで卒業した例もある。

知的財産の分野は、法律と技術の両方で成り立つ要素がかなりあるのであるから、どちらにしても法律学を体系的に学ぶ、技術を体系的に学ぶには大学における教育が最も適した教育であるといえる。

今や、様々な大学がその機会を社会人に与え始めた。社会人が職場から通い易い交通の便等まで考慮されている。例えば、中央大学大学院法学研究科は、多摩キャンパスに本拠を置くが、東京後楽園キャンパスでも授業が受けられるようになっているし、一橋大学大学院国際企業戦略研究科も、一橋大学の本拠地である国立キャンパスではなく神保町の学術総合センターで授業を行っている。

企業で長年にわたって知的財産を仕事としてきた筆者としては、実務を遂行しながらそこで抱いた問題意識や疑問に関して大学で広くかつ深く学ぶことができ、しかもそこで得た知識は本来の仕事における実務能力の向上に寄与するのであるから、このような社会的状況がもっと早く来て欲しかったと現状を大変羨ましく思うのである。

企業の若い知的財産担当者は、これから知的財産分野で仕事をしていくためには、今後さらに専門領域の深い知識と全般的体系的知識が必要となる時代を迎えるのであるから、大学院や通信教育部で大学の体系的教育を受けて自己の実務能力を伸ばす礎を築いていただきたい。

また、新試験制度で新たに合格した弁理士も、合格した後が競争である。業務において担当する分野の専門能力の向上のみにとどまらず、自己の専門以外の法分野も含めた総合的実務能力を伸ばし、クライアントのあらゆる要求に応えていけるよう切磋琢磨を続けていただきたいと切に願うのである。

#### 注 記

- 1) 外川英明「法学部における知的財産教育の在り

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 方」日本弁理士会「パテント」Vol.58 No.10
- 2) 知的創造サイクル専門調査会「知的財産人材育成総合戦略」2006年1月30日  
首相官邸ホームページ 知的財産戦略本部 報告書等 参照
  - 3) 日本弁理士会「弁理士法改正に向けた実態・意識調査報告書」33頁 2006年5月
  - 4) 日本弁理士会「弁理士法改正に向けた実態・意識調査報告書」24頁 2006年5月
  - 5) 最判平成9年7月1日 判時1198号230頁は、真正品の並行輸入は原則として特許権侵害ではな

いとしながらも、傍論で当該製品について販売先ないし使用地域からわが国を除外する旨の合意と、この合意を特許製品に明確に表示した場合は特許権侵害を認めるとも取れる留保をつけた。

- 6) 特許庁「意匠審査基準 第7部 第3章 関連意匠」参照。意匠法平成18年改正対応の審査基準改訂が現在行われているが、本文に引用した部分は単に「同日に」を「本意匠に係る意匠公報の発行の日前までに」と改訂される模様である。

(原稿受領日 2007年1月17日)

